

No. 5

| | | | | | |
|---|---|----------------------------|---------------|-----|-----|
| 制 度 名 | 原子力地域振興事業費補助 | 主管課名 | 政策調整課 調整 G | | |
| | | 問合せ先 | 029-301-2025 | | |
| 目的・趣旨 | 原子力事業所周辺地域における原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業等を促進し、もって地域振興及び地域住民の福祉向上を図るため、関係市町村に対して補助金を交付する。 | | | | |
| <p>[対象団体] 市町村（水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、太子町）</p> <p>[対象事業] (1) 原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業 (2) その他知事が特に必要と認める事業</p> <p>[補助要件等] 事業主体は市町村であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（工事費、維持運営費 等）</p> <p>[補助限度額等] 核燃料等取扱税に係る前年度税込実績額の 23%以内</p> <p>[経費負担割合]</p> | | | | | |
| 区 分 | | 国 | 県 | 市町村 | その他 |
| 交付対象市町村 | | — | 10/10 | — | — |
| 〔4年度当初予算額〕 283,004 千円 | | 〔4年度補助対象団体〕 水戸市外 13 市町村 | | | |
| <p>[備考] (1) 本補助金は核燃料等取扱税の一部を原資としている。 (2) 補助期間は令和2年度～令和6年度（5年間）である。 (3) 経費負担割合は基本的に県 10/10 であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。</p> | | | | | |